

資料 1

国民年金保険料の免除に係る事務処理に関する第 1 次調査について

- 今回の事案に係る主な経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 国民年金保険料の免除に係る事務処理に関する第 1 次調査報告書・・・・・・ 2
- 国民年金保険料の免除に係る事務処理に関する第 1 次調査結果の概要・・・・ 2 1

今回の事案に係る主な経緯

- 2月10日 本庁の統計リストに免除の取消件数が急増するという異常値がみられた
- 3月13日 京都社会保険事務局管内の事務所において、被保険者からの申請がないままに免除等の手続を行っている事案が判明したことを受けて、運営部年金保険課国民年金事業室長から全社会保険事務局長あて調査
- 4月21日 大阪社会保険事務局長が免除の不適切な処理が行われている旨の投書を受領
- 5月15日 報道機関からの取材申し込みを機に、大阪社会保険事務局長が調査し、京都と同様の事例があることが判明
- 5月17日 不適切な免除処理が16事務所で実施されていることを大阪社会保険事務局長が国民年金事業室長に報告
- 5月18日 国民年金事業室長から全社会保険事務局長あて再調査
- 5月19日 国民年金事業室長から全社会保険事務局長に対し、全ての事務所における免除等の勧奨等に関する書類の提出を要請
- 5月24日 国民年金事業室長から全社会保険事務局長に対し再々調査
- 5月27日 厚生労働大臣出席の下、全国社会保険事務局長会議を緊急開催
会議終了後に、事務局長に対し不適切な免除手続の有無及びその具体的な内容について個別にヒアリング調査を実施
- 5月29日 「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」において「国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第1次調査報告書」を報告、公表
- 6月 6日 西川政務官及び岡田政務官が民間有識者を招集し、「社会保険庁国年保険料免除問題に関する検証委員会」（以下「検証委員会」）を開催（第1回）
- 6月 9日 検証委員会（第2回）

申請書の全件調査（以下「全件調査」）及び不適正事案の詳細調査を開始
- 6月13日 「国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第2次調査報告書」を公表
- 6月19日 全件調査に係る現地調査を終了

国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第1次調査報告書

平成18年5月29日
社会保険庁

I 調査に至った経緯等

1 今回の問題の概要

- (1) 社会保険庁においては、国民年金保険料の納付率の向上を図るため、納めやすい環境整備を推進するとともに、平成16年10月以降に市町村から取得可能となった所得情報を基に、
- ①十分な所得がありながら保険料を納付いただけない方への強制徴収の拡大、
 - ②中間の所得層の未納の方に対する納付督促の徹底、
 - ③免除等の対象となる所得の低い方に対する免除等の勧奨の拡大
- といった三段階の対策に取り組んできている。

- (2) このうち、③の国民年金保険料の免除（法定免除を除く。）又は若年者納付猶予（以下「免除等」という。）は、国民年金法において、被保険者等からの申請に基づき行うものとされている。

免除を受けることにより、10年以内であれば保険料を追納でき、障害年金等の受給権が確保されるとともに、追納できなかったとしても、将来、老齢年金について国庫負担相当分の給付が保障されることから、要件に該当する方々に対して申請の勧奨を徹底してきたところである。

ところが、今般、被保険者本人からの申請がないにもかかわらず社会保険事務所において手続を行ったという、国民年金法及び同法施行規則の規定等に定める手続に反する事例があることが明らかとなった。このような重要な手続きの過程において、こうした問題事例が生じたことは極めて由々しきことであり、真相を明らかにするため本調査を実施したところである。

2 具体的な経緯

- (1) 京都の事案を契機とした調査等

- ① 平成18年2月10日、社会保険庁本庁の統計リストにおいて、免除の取消数値が急激に増加するという異常値が見られたことを端緒として、京都社会保険事務局管内の社会保険事務所において、被保険者からの申請がないままに免除等の手続を行っている事案が判明した。

- ② これを受けて、3月13日、運営部年金保険課国民年金事業室において、全
社会保険事務局長に対し同様の事例がないかメールにより照会した結果、京都
社会保険事務局以外には、京都社会保険事務局と同様の事例はないとの報告結
果であった。また、福島、千葉、静岡、長崎、熊本及び鹿児島各社会保険事
務局から、被保険者から申請書の提出はないが、電話等により申請者の意思を
確認して手続を行っている事例がある旨の報告があったことから、同室におい
て、これらの社会保険事務局に対し、早急に免除等の申請書を受領するよう指
示した。

(2) 大阪の事案を契機とした調査等

- ① 4月21日、大阪社会保険事務局長は、免除の不適切な処理が行われている
旨の投書を受領した。5月15日、大阪社会保険事務局において、報道機関か
らの取材申込みを受けたことを機に、同事務局長が調査し、京都と同様な事例
があることが判明した。その後、5月17日に大阪社会保険事務局より、本庁
に対し、この旨の報告があった。

- ② このため、翌18日、国民年金事業室において、全社会保険事務局長に対し、
再度、適切な事務処理がなされているかメール及び電話により照会した。この
結果、同様の事例がある旨、東京社会保険事務局及び長崎社会保険事務局から
報告があった。このうち、長崎については、本人から申請書の受領ができなか
った結果、京都と同様の事例に該当するものであった。

- ③ さらに、5月19日、国民年金事業室より、全社会保険事務局長に対し、す
べての社会保険事務所において免除等の勧奨等に関し被保険者宛に送付した書
類の提出を要請した。

(3) 再々度の調査等

- ① 5月24日、事実を的確に把握せず、その後においても、この問題に対する
意識が不十分であったとして、大阪社会保険事務局長を更迭するとともに、国
民年金事業室において、全社会保険事務局長に対し、申請書の提出を待たずに
免除等の手続を行っていないか、再々度の調査を電話等により実施した。

- ② この結果、京都等の社会保険事務局と同様の事例がある旨、三重社会保険事
務局から報告があった。兵庫、佐賀及び沖縄各社会保険事務局からは、被保
険者に対し電話等により意思確認を行った上で、申請書を社会保険事務所の職

員が代筆して手続を行っている事例がある旨の報告があった。

- ③ 5月26日、不適正な手続を指導し、事実と異なる報告を行ったとして、三重社会保険事務局長を更迭した。

(4) 全国社会保険事務局長会議の緊急開催と徹底調査

- 5月27日、厚生労働大臣出席の下、全国社会保険事務局長会議を緊急開催し、業務遂行の際の法令厳守を徹底するとともに、会議終了後、申請書の提出を待たずに免除等の手続を行った事例の有無及びその具体的な内容等について、本調査を実施した。

3 事務処理手続に関する法令等の規定

- (1) 国民年金法第90条第1項等において、免除等は被保険者等からの申請によることとされている。また、同法施行規則第77条第1項等において、免除等は申請書を社会保険事務所長あて（申請の受理は市町村長）に提出することとされている。
- (2) また、申請書の様式については、通知（「申請全額免除等に係る手続の簡素化の取扱いについて（通知）」平成17年7月1日付け庁保険発第0701001号社会保険庁運営部年金保険課長通知）において定めており、様式中において署名又は記名押印を求めている。このほか、業務取扱の要領等においては、被保険者等からの申請書の提出を前提とした事務処理手順を示している。

II 調査の概要

(1) 全ての事務所長からの確認書の提出

5月25日、各社会保険事務局長に指示し、平成17年度の国民年金保険料の免除及び若年猶予に係る勧奨から決定通知までの一連の事務処理の状況について、社会保険事務所ごとに調査させ、承認までの流れと件数について、

- ①適正な処理を行ったもの、
②申請書がないにもかかわらず承認したもの、
③電話により申請意思を確認して申請書を職員が代筆して承認したもの、
④承認の処理を先行させて事後に申請書を受領したもの

に区分して、「免除等確認書」により、全ての事務所長から、記名押印の上、文書で提出させることとした。

(2) 全社会保険事務局長に対する詳細な面談調査及び資料の提出

5月27日の全国社会保険事務局長会議終了後に、本庁の次長、部長、課室長が分担して、全事務局長に対し、個別にヒアリングを行った。

その際、不明な点は、ただちに事務局、事務所に待機させた社会保険事務所長その他の職員に確認させるなど、詳細かつ徹底した調査を行った。

Ⅲ 調査結果

1 調査結果の概要

調査の結果、これまでに明らかになっている事例を含め、以下の不適切な事例が明らかとなった。(同一の事務所が複数の項目に該当している場合がある)

		事務局名 (該当事務所数/管轄事務所数)
(1) 個々人の申請の意思を確認しないまま承認手続を行ったもの	①本人に免除等承認の通知をしたもの	東京 (2/30)、岐阜 (1/6)、 静岡 (5/9)、三重 (5/5)、 京都 (5/6)、大阪 (13/21)、 奈良 (1/3)、長崎 (2/4)
	②本人に免除等承認の通知をしていないもの	秋田 (1/4)、埼玉 (4/7)、 静岡 (1/9)、大阪 (3/21)、 奈良 (1/3)
(2) 電話等により個々人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行ったもの	①申請の意思確認や、申請書の代筆に係る同意等が事蹟(記録)として残されていないもの	青森 (2/4)、茨城 (5/5)、 埼玉 (2/7)、新潟 (1/8)、 長野 (2/7)、岐阜 (1/6)、 静岡 (1/9)、愛知 (8/16)、 滋賀 (2/3)、京都 (2/6)、 大阪 (15/21)、奈良 (1/3)、 愛媛 (4/5)、高知 (4/4)、 佐賀 (1/3)
	②①の各事項が事蹟(記録)として残されているもの	茨城 (5/5)、群馬 (1/5)、 埼玉 (3/7)、新潟 (2/8)、 岐阜 (2/6)、静岡 (1/9)、 愛知 (6/16)、滋賀 (3/3)、 京都 (2/6)、大阪 (1/21)、 兵庫 (4/10)、愛媛 (4/5)、 高知 (4/4)、熊本 (4/5)、 沖縄 (2/6)
	③事後に本人からの申請書を全て受領したもの (注) ①や②に該当する場合でも③に該当すれば、③のみに計上	福島 (1/6)、千葉 (3/6)、 鹿児島 (1/6)、沖縄 (2/6)
(3) 全ての事務所が適正な事務処理を行った事務局	北海道、岩手、宮城、山形、栃木、 神奈川、富山、石川、福井、山梨、 和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、 山口、徳島、香川、福岡、大分、宮崎	

2. 各事務局別の不適切な事務処理の経緯と内容

(1) 東京事務局

所得情報から免除等に該当すると判断された未納者の方に対し、電話や手紙、戸別訪問により免除手続等を案内したが、平成18年1月から3月にかけて管内30事務所中の1事務所において、これによっても申請のない未納者13,171名に対し、連絡がなければ免除に同意するとみなす旨の意思確認文書を配布し、回答のなかった2,401名に対し免除処理を行った。また、4月7日、同様に別の1事務所において、申請のない未納者137名に対し77名に免除処理を行っている。

(2) 岐阜事務局

管内6事務所中の1事務所において、所得情報から免除等に該当すると判断された未納者639名に対し、平成18年1月、本人の意思確認を行うことなく「御連絡をされなければ承認の取消を行います」旨の文書を添付の上、免除等の承認通知書を送付した。

(3) 静岡事務局

管内9事務所中の6事務所において、所得情報から免除等に該当すると判断された未納者の方に対し、平成17年12月から平成18年1月にかけて、〇月〇日までに連絡下さいという意思確認文書を送付し、手続を希望しない旨の連絡があった者を除く6,440名に対し、免除処理を行い、5事務所では5,705名に対し、免除通知書を送付した。また、1事務所においては、免除通知書を送付していない。その後、一部申請書の提出等があったが、6,236名について意思が確認できていない。

(4) 三重事務局

所得情報から免除等に該当すると判断された未納者の方に対し、電話や手紙、戸別訪問により免除手続を案内したが、管内5事務所中の全ての事務所において、これによっても申請のない未納者12,731名に対し、平成17年11月から平成18年2月にかけて、納付や免除を希望されない方は、〇月〇日までに連絡下さいという意思確認文書を送付し、その後、本人からの連絡が無かった9,805名に対し、免除や猶予の事務処理を行った。

(5) 京都事務局

所得情報から免除等に該当すると判断された未納者の方に対し、電話や手紙、戸別訪問により免除手続等を案内したが、管内6事務所中の5事務所において、これによっても申請のない未納者の方に、平成17年12月に免除通知書を作成し、その後、平成18年1月までの間に納付意思の確認ができた方について免除承認の手続の取り消しを行い、同月、9,665名について、免除承認通知書を発送した。

(6) 大阪事務局

所得情報から免除等に該当すると判断された未納者の方に対し、電話や手紙、戸別訪問により免除手続等を案内したが、管内21事務所中の19事務所において、これによっても申請のない未納者の方に、平成17年11月から平成18年5月にかけて、返事がなければ免除手続を進める旨の案内を行った上で、申請のない37,406名について免除処理を行った。

(7) 奈良事務局

管内3事務所中の1事務所において、平成17年12月、所得情報に基づき所得金額50万円未満であった被保険者234名について意思確認を行わないまま免除処理を行い、その後67名から申請書を受領でき、受領できなかった167名のうち166名は平成18年1月に同事務所において、1名は5月に転居先の他県の事務所において、それぞれ取消処理を行った。

(8) 長崎事務局

所得情報から免除等に該当すると判断された未納者の方に対し、電話や手紙、戸別訪問により免除手続等を案内したが、管内4事務所中の2事務所において、これによっても申請のない未納者の方に、平成17年11月から12月にかけて意思確認文書を送付して、後日申請があるものとして、5,219名について免除処理を行った。しかしながら、17年度末現在1,960名について申請書が未受理となっている。

(9) 秋田事務局

管内4事務所中の1事務所において、所得情報から免除等に該当すると判断された未納者127名について、平成17年11月、本人の意思確認を行わないまま免除処理を行い、その後77名から申請書を受領できたが、残る50名について平成18年2月に取消処理を行った。

(10) 埼玉事務局

管内7事務所中の1事務所において、平成17年12月から平成18年2月にかけて、所得情報から免除に該当すると判断された未納者5,690名について、意思確認を行っていないにもかかわらず、窓口装置から免除入力処理を行い、その後、申請書の提出のない4,445名について免除の取消処理を行った。また、今回の調査において、他の3事務所でも4,337名について免除入力処理を行い、その後、申請書の提出のない2,834名について免除の取消処理を行ったことが確認された。

(11) 青森、新潟、茨城、群馬、埼玉、長野、岐阜、静岡、愛知、滋賀、京都、兵庫、大阪、奈良、愛媛、高知、佐賀、熊本及び沖縄

所得情報から免除等に該当すると判断された未納者の方に対し、電話や手

紙、戸別訪問により免除手続を案内したが、上記19事務所の管内の133事務所中の70事務所（うち茨城、滋賀及び高知の3事務所は全事務所で実施）においては、これによっても申請のない未納者の方に対し、電話等で確認の上、事務所において申請書を代筆し、免除等の事務処理を行った。

(12) 福島、千葉、鹿児島及び沖縄

所得情報から免除等に該当すると判断された未納者の方に対し、電話や手紙、戸別訪問により免除手続を案内したが、上記の4事務所の管内の24事務所中の7事務所においては、これによっても申請のない未納者の方に対し、承認の処理を先行させ、事後に本人からの申請書をすべて受領した。

(13) その他

なお、広島事務所の管内の2事務所のように、平成17年7月以降分の期間に係る申請書を受領した際、本来は、平成17年6月までの期間に係る申請書も併せて受領すべきところ、前者のみを受領したことから、その写しを後者の分として取り扱い、承認をしたケースがある。これについては、申請の意思が確認できることから、認められるものとして扱うことが適切と考えられる。

また、平成17年7月に東京事務所の管内の1事務所及び平成18年1月に愛知事務所の管内の1事務所において、それぞれ国民年金推進員が架空の免除申請書を作成した事例が判明しているが、これらは、今回の一連の事案と異なり、当該国民年金推進員個人により行われたものである。

IV 調査結果における問題点及び今後の対応

1. 事務手続上の問題点

(1) 本人の申請意思の確認を欠いた手続

Ⅲ 1 (1)の事例のように、本人の申請意思にかかわらず手続を行ったことは、明らかに法令の規定に反する行為であり、こうした事案が行われていた各社会保険事務所においては、その取扱が法令に反する行為であるとの意識が希薄であったと考えられる。

公務員として事務を遂行する上で、法令の定めに従うことは当然のことであり、これを逸脱することは許されるものではない。

(2) 電話等により本人の申請意思を確認の上で行った手続

Ⅲ 1 (2)の事例のように、電話等により本人の申請意思を確認するとともに、社会保険事務所の職員が申請書を代筆することについて同意を得て行った手続については、法令等に定める手続（国民年金法施行規則により申請書の提出が定められ、課長通知により署名又は記名押印が必要とされている。）に反するものである。

一方、このような場合であっても、(i)基礎年金番号等による本人確認、(ii)申請意思の確認、(iii)申請書の代筆に係る同意、が電話等によって行われ、そ

の旨の事蹟が残されているなど、本人の意思確認に係る手続が明確になっている場合には、直ちに免除等の承認を取り消すということにはならないと考えられる。逆に、そうでない場合は、本人の意思確認に係る手続が明確でないことから、そのままの状態では、免除等の承認を取り消す必要があると考えられる。

また、Ⅲ 1(2)③の事例のように、免除等の承認の処理を先行させ、事後に本人からの申請書を受領した事例についても、法令等に定める手続に反したことに変わりはない。

- (3) こうした事案が行われていた各社会保険事務所においては、調査した結果による限り、免除等の基準に該当しながら手続を行っていない未納者の方に対し、免除等の手続を行うことは、御本人の年金受給権の確保につながるから許されることだという勝手な解釈によって行われている。

しかしながら、法令等に定める手続に従って行政事務を行うことは、公務員の基本であり、いずれの場合であれ、これに反することは許されることではない。

2. 組織上の問題点

- (1) 今般の事案では、事務所が独自の方法の事務処理を行い、事務局が承知していなかったケースや、事務局が主導して事務所と一体的に行ったケースなどがあるが、いずれも、その事実については本庁は承知していなかった。

社会保険庁では、地方事務官制の当時より、地方が独自の判断により事務を行い、本庁が十分にガバナンスできていないという問題点があり、この体質がまだ解消されていないことが明らかとなったものであり、抜本的な改善策を早急に講じることが必要である。

- (2) さらに、京都の事案を契機に、本年3月より3回にわたり調査を行う中で、悪質な事実がありながら事実と異なる報告を行った事務局があったことは、誠に遺憾であり、改革への努力を裏切る行為と言わざるを得ない。

一方、事務局においては、被保険者からの申請書の提出を待たずに手続きを行っているものの、京都の事案とは状況が異なることを理由に報告しなかったケースが多かったところであり、事案の多様性への推察に欠けて行われた本庁の調査方法にも反省すべき点があった。

3. 適正な手続を確保するための速やかな措置

- (1) Ⅲ 1(1)については、本人の申請意思を確認しないまま承認手続を行ったものであり、無効である。したがって、取消処理を行うとともに、早急に、本人に対して個別に経緯の説明と謝罪を行い、本人に通知を行った(1)①については、改めて免除等の申請書を提出していただくようお願いする。

- (2) Ⅲ 1(2)のうち①については、本人の意思確認に係る手続が明確ではないが、直ちに免除等の承認を取り消すことはせず、まずは、本人の申請意思を再確認するためにも、改めて申請書を提出していただくようお願いすることが適切と

考えられる。また、②については、本人の意思確認に係る手続が明確であることを踏まえ、改めて申請書を提出していただき、本人の意思に沿った手続を進めることが適切と考えられる。なお、本人から改めて申請書を提出していただく場合には、できる限り本人の負担にならないよう、社会保険事務所の職員が自宅を訪問したり、ターンアラウンド方式等により実施することとする。

Ⅲ 1 (2) ③については、法令に定める手続に反したことには変わらないが、事後に本人からの申請書を受領した結果、適正な手続が行われた場合と同様になっており、また、仮にこれを取り消すこととした場合には、本人の利益を損なう結果となることから、免除等の承認を取り消し、改めて申請書を提出していただく必要はないと考えられる。

4. 更なる徹底調査等の実施

- (1) 今後、平成17年度中の270万件の申請免除等のすべてについて、手続が適正に行われたか否か、申請書の一枚一枚まで徹底して確認することをはじめとして、今回の事案全体について改めて調査することとする。
その際には、組織内のみでの対応にとどまらず、外部の厳正なチェックを受けることを含め、公正・透明な実施方法をとることとする。
- (2) また、今回の調査により問題となる事案が明らかとなった社会保険事務所については、できる限り早期に、社会保険庁長官自ら1カ所1カ所に出向き、職員と直接対話し、改善の徹底を指導するとともに、意識改革を強く求めることとする。

V むすび

- (1) 社会保険庁としては、度重なる不祥事案の発生が、社会保険事業に対する国民の信頼を著しく損ねたことを重く受け止め、その深甚なる反省に立って、国民生活の安定を図る上で不可欠な社会保険事業を適切かつ確実に実施していくことができるよう、社会保険庁の抜本的な改革を断行する決意を示し、業務改革、意識改革、組織改革に取り組んできた。

これまで、内閣官房長官の下の有識者会議、厚生労働大臣の下の有識者会議、国会の審議、与党の御議論など、各方面からの御指摘と御指導をいただきながら、130項目の改革プログラムに取り組み、職員の間にもお客様志向の意識が浸透し始め、平成20年度には社会保険庁を廃止して年金事業に特化した「ねんきん事業機構」を設置する法案も国会に提出した。

このような中で、今回、前記の事務局・事務所でこのような法令等に定める手続に反する処理が行われていたことが明らかになったことは、誠に恥ずかしく残念である。今回の事態を生じさせてしまったことを深く反省するとともに、心からお詫びを申し上げる。